

○ 掛川市議会政策討論会実施要綱

(設置)

第1条 この要綱は、掛川市議会基本条例（平成25年掛川市条例第22号）第11条第2項の規定に基づき、政策討論会（以下「討論会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 討論会は、議員全員をもって行う。

2 討論会に、座長及び副座長1人を置く。

3 座長、副座長は次条第5項に定める会長及び副会長をもって充てる。

(幹事会)

第3条 討論会及び議会報告会の議事決定及び運営等を行うため、幹事会を設置する。

2 幹事会の幹事の定数は、8人とし、各会派から選出された者をもって構成する。

3 前項の選出に当たっては、各会派に所属する議員の数に按分して割り当てるものとする。ただし、各会派から最低1人を選出するものとする。

4 幹事の任期は、1年とする。

5 幹事の互選により、幹事会に会長及び副会長1人を置く。

6 議員から討論会で議題にしようとする案件がある場合は、各会派内ごとに幹事が取りまとめ、幹事会へ提出する。

7 討論会の議題は、前項の規定により提出された議題をもって幹事会において協議し、決定する。

(討論会)

第4条 討論会は、座長が招集し、これを主宰する。

2 討論会で議題となった事項は、提出議員が討論会において概要を説明するものとする。

3 討論会で議題となった事項に対し、資料提供がある場合は、提出議員において適宜準備するものとする。

4 座長は、必要があると認めるときは、議員以外の者の出席を認めることができる。

(意見の活用)

第5条 討論会において取りまとめられた意見等は、次に掲げる目的のために活用するものとする。

(1) 常任委員会及び特別委員会における政策立案

(2) 執行機関への政策提言

(3) その他議会における政策形成への反映

(記録)

第6条 座長は、事務局職員をして会議の概要、出席委員の氏名その他必要な事項を記載した記録を作成させるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。